

寒川町職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 36 号

寒川町職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)

第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項に規定する国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項

の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

第 4 条 法第 38 条の 2 第 4 項に規定する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 教育次長
- (2) 議会事務局長
- (3) 消防長
- (4) 選挙管理委員会書記長
- (5) 監査委員事務局長
- (6) 農業委員会事務局長
- (7) 会計管理者

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 5 条 法第 38 条の 2 第 4 項に規定する地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織

の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 6 条 法第 38 条の 2 第 5 項に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第 7 条 法第 38 条 2 第 6 項第 2 号に規定する規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 8 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号に規定する規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として町長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手續)

第 9 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 10 条 法第 60 条第 4 号に規定する離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執

行 機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 11 条 法第 60 条第 5 号に規定する地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第 4 条各号に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 12 条 法 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 5 条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 13 条 法第 60 条第 6 号に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 6 条に定めるものとする。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、職員の退職管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第9条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（宛先）寒川町長

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定により承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな 氏 名	生年月日（年齢） 年 月 日（ 才）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 電話	FAX
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日		離職時の職	
離職前5年間の在職状況	所属・職	在職期間	職務内容

備考 申請者が地方公務員法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合は、当該職に就いていた期間まで遡って記載して下さい。

3 要求又は依頼する事項と勤務先との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼に該当するか。	☐ する	☐ しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼に該当するか	☐ する	☐ しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名（ふりがな）	()
所属・職	
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として町長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他職員の裁量の余地が少ないもの (具体的に)
☐ 上記のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容その他参考事項

--

※町記入欄

結果の区分	☐ 承認	☐ 不承認	処理日	年	月	日
不承認の理由						